

加工用米・飼料用米等は正しく出荷しましょう！

加工用米や飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への「使用」及び「使用する目的での出荷・販売」はできません。

取組方法に応じて決められた数量を出荷してください

- ✓ 『区分管理(ほ場を特定)』で加工用米や新規需要米を生産した場合はほ場からの全収穫量の出荷が必要です。(ふるい下米も出荷する必要があります。)
- ✓ 『一括管理』の場合は、当初の出荷契約数量を出荷することが原則です。ただし、作柄変動等による出荷契約数量の調整を行うことができます。

こうした行為は違反になります

- ✓ 加工用米や新規需要米として取り組んだ米を主食用米として販売や使用すること。
- ✓ 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて、飼料用米として出荷すること。
- ✓ 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に混ぜ、水増しして出荷すること。
- ✓ W C S 用稲の取組において、子実を収穫し、販売や飯米等に使用すること。

必要に応じ、生産、出荷状況を確認します

- ✓ 飼料用米等の農産物検査の場で、農産物検査機関等が飼料用米等の出荷状況を確認します。
- ✓ 検査後に、倉庫や畜産農家に保管されている飼料用米等の状況を確認することがあります。
- ✓ 畜産農家等の需要者にきちんと飼料用米等が納入されているか確認することがあります。

もし、不適正な出荷等が確認された場合

不適正な出荷等が確認された場合には、以下の措置が講じられる場合があります

- 名称（氏名）・住所及び違反事実の公表
- 一定期間、加工用米や新規需要米の取組計画の不受理
- 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての経営所得安定対策等に係る交付金の返還又は申請中の交付金の不交付

また、特に悪質な場合は、翌年度以降の交付申請書の不受理

- ※ 飼料用米等の販売を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任をした取組申請者も、上記の措置の対象となります。



届出された取組計画に従って、適切に出荷するようお願いいたします



- ※ 不適正な行為の疑いがある事を見聞したら、以下の問い合わせ先又は地域農業再生協議会への情報提供にご協力ください。

情報提供及び問い合わせ先

東北農政局 青森県拠点 ☎017-777-3512 / 岩手県拠点 ☎019-624-1129
宮城県拠点 ☎022-221-1105 / 秋田県拠点 ☎018-862-5612
山形県拠点 ☎023-622-7234 / 福島県拠点 ☎024-534-1114
生産部 生産振興課 ☎ 022-221-6169